平成２９年（フ）第５６号
北海道小樽市稲穂２丁目６番10号　ゆうとぴあ稲穂Ⅲ101号室、前住所北海道小樽市桜５丁目４番27号
債務者　成田　千晶
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７７号
北海道苫小牧市幸町１丁目５番16号
債務者　野澤　良子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２３号
石川県七尾市藤橋町未部17番地１　コーポ木元　１階３号、従前の住所石川県七尾市所口町ホ部15番地１
債務者　長屋　潤子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第４３号
長野県茅野市北山4035番地1910　諏訪バス高原別荘地Ｐ－14号
債務者　吉冨　浩子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第４４号
長野県諏訪郡原村17219番地1088
債務者　味澤奈巳子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３８号
長野県飯田市宮ノ上3904番地（篠田アパート３号）
債務者　杉山　達也
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２２号
長野県駒ケ根市経塚４番２号　経塚団地106
債務者　南　幸太郎
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第８０７号
名古屋市昭和区福原町２丁目22番地の１　今枝アパート102号、従前の住所名古屋市名東区本郷３丁目142番地　本郷第１コーポ307号
債務者　田中　久美
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７９号
名古屋市中川区横堀町２丁目33番地　グランコート横堀903号
債務者　黒岩　里奈
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８号
三重県津市東丸之内21番９号
債務者　鈴木　作子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４８号
三重県名張市新田1542番地５
債務者　田淵　恵理
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第７２号
滋賀県彦根市平田町724番地13
債務者　芳村　隆一
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２７２号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町33番９号
債務者　小井関芳二
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２４号
兵庫県尼崎市建家町56番地　ソーシャルコート尼崎611
債務者　仲松　博和
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５号
兵庫県朝来市和田山町岡242番地、前住所兵庫県朝来市生野町口銀谷766番地
債務者　板東　千秋（旧姓梶本）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
鳥取県鳥取市立川町５丁目52番地７　門下アパート２－６
債務者　阿部　俊明
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
広島県福山市神辺町大字新湯野27番地１
債務者　松山志保美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係